

宇多津町犬及び猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い犬又は飼い猫に不妊手術又は去勢手術（以下「不妊・去勢手術」という。）を行うことにより、犬又は猫の不必要な繁殖を防止し、近隣に対する危害及び迷惑の防止を図るとともに、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図るため、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全て要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する者で、かつ、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に規定する届出を行った診療施設（香川県獣医師会加盟）で不妊・去勢手術を受けた犬又は猫を町内において飼育している者が属する世帯の世帯主であること。
- (2) 犬については、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく登録及び狂犬病の予防注射を受けていること。
- (3) 所属する世帯の構成員全員に本町の町税の滞納がないこと。

(補助金の額等)

第3条 補助金は、不妊・去勢手術に要した経費を対象とし、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 犬 1頭につき 5,000円
- (2) 猫 1頭につき 3,000円

2 補助金の交付は、当該年度において1世帯につき、犬猫を問わず2頭までとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術の終了した日の属する年度内に、宇多津町犬及び猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）に、当該手術費を支払ったことを証する書類を添えて町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、その結果を宇多津町犬及び猫の不

妊・去勢手術費補助金交付決定等通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、宇多津町犬及び猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し、補助金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以後に不妊・去勢手術を受けた犬又は猫について適用する。